

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

熊原第21-041号

令和3年9月16日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和2年10月2日付け原規規発第2010025号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

2. 変更に係る加工施設の概要

核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物
その他の加工施設の建物・構築物

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年10月2日
認可番号 原規規発第2010025号

4. 変更の内容

- (1) 「第へー2表」の検査の方法に係る判定基準について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 「第へー2表」の検査の方法に係る判定基準について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 「第へー2表」の検査の方法に係る部屋名称の表記について、添付3に示すとおりとする。
- (4) 「別表リー3-1-1」の使用材料の寸法の表記について、添付4に示すとおりとする。
- (5) 「第リー2表」の検査の方法に係る構築物名称の表記について、添付5に示すとおりとする。

5. 変更の理由

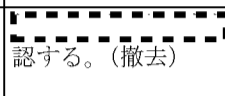
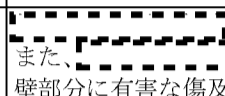
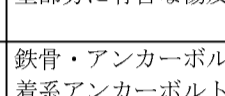
- (1) 本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準の記載を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (2) 本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準の記載を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (3) 本変更の理由は、検査の方法に係る部屋名称の表記を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (4) 本変更の理由は、使用材料の寸法の表記を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

- (5) 本変更の理由は、検査の方法に係る構築物名称の表記を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付 1

変更理由
検査の方法に係る判定基準の記載を適正化するため。
なお、当該表中の判定基準に用いている表番号の記載の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

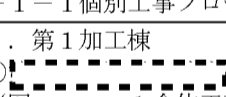
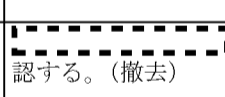
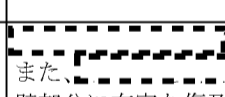
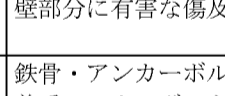
第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/8)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第1加工棟 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントが有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図へ2-1-5-1から図へ2-1-5-3のとおり、隣接一般建物との間に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。
a. 第1加工棟 ②  の撤去 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	 の撤去跡地の外観を目視により確認する。(撤去)	 を撤去し、跡地を整地していること。また、  と接していた第1加工棟の外壁部分に有害な傷及び変形がないこと。
a. 第1加工棟 ③鉄骨補強 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	加工後の鉄骨・アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄骨・アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	各補強タイプの鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	各補強タイプの鉄骨の材質、形状が別表へ2-1-2のとおりであること。 ⁽³⁾
		材料	アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の材質、径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)	アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の材質、径が別表へ2-1-2及び別表へ2-1-3のとおりであること。
	員数	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)及び接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の員数を目視により確認する。(改造)	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)及び接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の員数が別表へ2-1-2及び別表へ2-1-3で示す数量以上であること。	
検査3-2	外観	施工後の補強箇所の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	施工後の補強箇所に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置が図へ2-1-1のとおりであること。 ⁽³⁾	
	員数	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数が別表へ2-1-2のとおりであること。	
検査3-3	外観	アンカーボルト(補強タイプ2Aの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の径、本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	アンカーボルト(補強タイプ2Aの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の径、本数が別表へ2-1-2及び別表へ2-1-3のとおりであること。	
検査3-3	外観	床、壁面の外観を目視により確認する。(改造)(既設)	床、壁面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更後
140

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/8)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第1加工棟 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントが有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図へ2-1-5-1から図へ2-1-5-3のとおり、隣接一般建物との間に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。
a. 第1加工棟 ②  の撤去 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	 の撤去跡地の外観を目視により確認する。(撤去)	 を撤去し、跡地を整地していること。また、  と接していた第1加工棟の外壁部分に有害な傷及び変形がないこと。
a. 第1加工棟 ③鉄骨補強 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	加工後の鉄骨・アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄骨・アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	各補強タイプの鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	各補強タイプの鉄骨の材質、形状が別表へ2-1-2のとおりであること。 ⁽³⁾
		材料	アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の材質、径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)	アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の材質、径が別表へ2-1-2及び別表へ2-1-3のとおりであること。
	員数	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)及び接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の員数を目視により確認する。(改造)	各補強タイプの鉄骨、アンカーボルト(補強タイプ2Bの13通り)及び接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の員数が別表へ2-1-2で示す数量以上であること。	
検査3-2	外観	施工後の補強箇所の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	施工後の補強箇所に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの配置が図へ2-1-1のとおりであること。 ⁽³⁾	
	員数	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	補強箇所に取り付けている鉄骨の補強タイプの員数が別表へ2-1-2のとおりであること。	
検査3-3	外観	アンカーボルト(補強タイプ2Aの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の径、本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	アンカーボルト(補強タイプ2Aの13通り)・接着系アンカーボルト(補強タイプ12)の径、本数が別表へ2-1-2及び別表へ2-1-3のとおりであること。	
検査3-3	外観	床、壁面の外観を目視により確認する。(改造)(既設)	床、壁面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

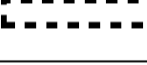
- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更前(令和2年10月2日付け 原規発第2010025号にて認可)
140

添付 2

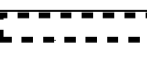
変更理由
 検査の方法に係る判定基準の記載を適正化するため。
 なお、当該表中の判定基準に用いている表番号の記載の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (6/8)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-4	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2～図へー2-1-37のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-5	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-6	作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-7	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-6のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-8	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが図へー2-1-45のとおりであること。 ⁽³⁾
		寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図へー2-1-45に示す壁厚さ以上であること。 ⁽³⁾
	検査8-9	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が24 N/mm ² 以上であること。
材料		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。	
検査8-10	外観	脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
検査8-11	外観	閉止部の外観を目視により確認する。(改造)	閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (6/8)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-4	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2～図へー2-1-37のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-5	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。
	検査8-6	作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-7	材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表へー2-1-5のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査8-8	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが図へー2-1-45のとおりであること。 ⁽³⁾
		寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図へー2-1-45に示す壁厚さ以上であること。 ⁽³⁾
	検査8-9	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が24 N/mm ² 以上であること。
材料		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。	
検査8-10	外観	脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
検査8-11	外観	閉止部の外観を目視により確認する。(改造)	閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更後
145

変更前
145
 原規規発第2010025号にて認可
 (令和2年01月2日付け)

添付 3

変更理由
 検査の方法に係る部屋名称の表記を適正化するため。
 なお、当該表中の判定基準に用いる部屋名称の表記の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（7/8）


検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準	
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-12	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。	
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2、図へー2-1-36及び図へー2-1-37のとおりであること。 ⁽³⁾	
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。	
	検査8-13	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾	
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾	
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。	
	検査8-14	材料	新設する防火区画  の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	壁を構成する被覆材、下地材及びボード材が建築基準法施行令第百十二条の基準に適合した材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料であること。	
			外観	設置後の壁面の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。
	検査8-15	員数	改造部の員数を目視により確認する。(改造)	図へー2-1-44のとおり、2か所の改造が行われていること。	
			作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
a. 第1加工棟 ⑨屋根への梯子の追加設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-9個別工事フロー参照)	検査9-1	外観	梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		員数	梯子の員数を目視より確認する。(改造)	梯子の員数が1であること。	
	検査9-2	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 ⁽³⁾	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)

146

第へー2表 建物・構築物に係る検査の方法（7/8）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾		判定基準	
a. 第1加工棟 ⑧防火区画の新設及び改造 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-8個別工事フロー参照)	検査8-12	材料	防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造)	防火戸が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。	
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図へー2-1-35-2、図へー2-1-36及び図へー2-1-37のとおりであること。 ⁽³⁾	
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。	
	検査8-13	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾	
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図へー2-1-35-1のとおりであること。 ⁽³⁾	
		員数	防火戸の員数を目視により確認する。(改造)	防火戸の員数が図へー2-1-35-2のとおりであること。	
	検査8-14	材料	新設する防火区画  の壁を構成する被覆材、下地材及びボード材の規格を関係書類等により確認する。(改造)	壁を構成する被覆材、下地材及びボード材が建築基準法施行令第百十二条の基準に適合した材料又は国土交通大臣の認定を受けた材料であること。	
			外観	設置後の壁面の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			配置	防火区画を適切に設定していることを目視確認する。(改造)	防火区画の設定が図へー2-1-35-1のとおりであること。
	検査8-15	員数	改造部の員数を目視により確認する。(改造)	図へー2-1-44のとおり、2か所の改造が行われていること。	
			作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
a. 第1加工棟 ⑨屋根への梯子の追加設置 (図へーa-1全体工事フロー、図へーa-1-9個別工事フロー参照)	検査9-1	外観	梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		員数	梯子の員数を目視より確認する。(改造)	梯子の員数が1であること。	
	検査9-2	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 ⁽³⁾	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

添付 4

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)

別表リ-3-1-1 防護壁 防護壁 No.1 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	員数	対応図
杭	コンクリート			
基礎	鉄筋コンクリート			
壁	鉄筋コンクリート			
コンクリート充填扉	鋼、コンクリート			

図リ-3-1-1
~図リ-3-1-6

表リ-3-1-2 防護壁 防護壁 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼、コンクリート
	コンクリート充填扉	鋼、鉄筋コンクリート

変更後

別表リ-3-1-1 防護壁 防護壁 No.1 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	員数	対応図
杭	コンクリート			
基礎	鉄筋コンクリート			
壁	鉄筋コンクリート			
コンクリート充填扉	鋼、コンクリート			

図リ-3-1-1
~図リ-3-1-6

表リ-3-1-2 防護壁 防護壁 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼、コンクリート
	コンクリート充填扉	鋼、鉄筋コンクリート


変更理由

使用材料の寸法の表記を適正化するため。
なお、当該箇所設計においては、H-350×175×7×11 で評価を実施しているため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添付 5

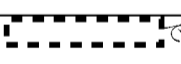
変更理由
 検査の方法に係る構築物名称の表記を適正化するため。
 なお、当該表中に記載している構築物名称の表記の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第リ-2表 建物・構築物に係る検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 ③-3 防護壁 No.1 扉工事 (図リ-a-3 全体工事フロー、図リ-a-3-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視により確認する。	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm ⁽²⁾ であること。
	検査3-3	材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
検査4	配置	防護壁 No.1 と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ヘ-2-1-56、図ヘ-2-1-58に示す危険距離以上であること。	
	配置	防護壁 No.1 と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ヘ-2-1-57、図ヘ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ-2表 建物・構築物に係る検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準
a. 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4、防護壁 防護壁 No.1 ③防護壁 防護壁 No.1 の新設 ③-3 防護壁 No.1 扉工事 (図リ-a-3 全体工事フロー、図リ-a-3-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視により確認する。	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表リ-3-1-1のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)が350mm ⁽²⁾ であること。
	検査3-3	材料	充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が  であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図リ-3-1-2のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1であること。
検査4	配置	遮蔽壁 No.1 と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ヘ-2-1-56、図ヘ-2-1-58に示す危険距離以上であること。	
	配置	遮蔽壁 No.1 と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ヘ-2-1-57、図ヘ-2-1-59に示す危険限界距離以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更前 (令和2年10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)

264

264

後

変更理由